

装装保第7038号
令和8年3月31日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各地方防衛局長

殿

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令
の実施要領について（通知）

標記について、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第53条第1項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第59条第1項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第48条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第4224号。令和6年3月13日）第8並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）第19条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、別紙の第16並びに第17第3項及び第4項の規定は、防衛事業適合事業者契約締結後において新たに締結した秘密取扱原因契約から適用するものとし、防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（装装保第12546号。令和7年6月30日）により申請した秘密取扱原因契約については、なお従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装
備計画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部
装備計画部長、航空幕僚監部運用支援・情報部長航空幕僚監
部装備計画部長

防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令 の実施要領について

第1 趣 旨

この要領は、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第53条第1項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第59条第1項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘庁訓令」という。）第48条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第4224号。令和6年3月13日。以下「装備品等秘密通達」という。）第8並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「適合事業者訓令」という。）第19条の規定に基づき、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関して適用される関係訓令の実施のため必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、適合事業者訓令及び防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第14846号。令和7年7月31日。以下「実施要領」という。）に定めるところによるものとする。

第3 適用の範囲

- 1 防衛事業適合事業者に秘密を取り扱わせる場合は、原則として、この要領の規定を他の規則の規定に優先して適用するものとする。
- 2 この要領に定める規定と他の規則の規定との適用関係に疑義が生じた場合は、前項の規定の趣旨に従い、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）が決定するところによるものとする。

第4 防衛事業適合事業者への委託

- 1 特別防衛秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における特別防秘庁訓令第24条第1項及び第2項の規定の適用については、あらかじめこれらの項に規定する防衛装備庁長官の承認を得たものとする。

- 2 装備品等秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における秘庁訓令第27条ただし書及び第28条の規定の適用については、あらかじめこれらの条に規定する装備政策部長等又はその指定した者の許可を得たものとする。
- 3 特定秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における特定秘庁訓令第35条第2項の規定の適用については、あらかじめ同項に規定する防衛装備庁長官の承認を得たものとする。

第5 防衛事業適合事業者との秘密取扱原因契約のリストの作成

- 1 装備保全管理課長は、中央調達にあつては防衛装備庁調達管理部調達企画課長、地方調達にあつては当該調達を実施する契約担当官等の協力を得て、定期的に防衛事業適合事業者と防衛装備庁の契約担当官等との間で締結された秘密取扱原因契約を取りまとめ、秘密取扱原因契約のリストを作成し、地方防衛局調達部長等に提供するものとする。
- 2 前項の規定により秘密取扱原因契約に関する情報の提供を受けた地方防衛局調達部長等は、管轄する防衛事業適合事業者に対し、当該情報の内容の適否を確認し、誤りがあった場合は、速やかに装備保全管理課長に報告するものとする。
- 3 前各項の規定による秘密取扱原因契約のリストの作成の細部の要領については、装備保全管理課長が別に示すものとする。

第6 防衛事業適合事業者への特定資料又は特定物件の提供及び返却

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件を提供する場合は、その旨を別紙様式第1号により、当該防衛事業適合事業者へ通知するものとし、あわせて当該防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等に共有するものとする。
- 2 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者との秘密取扱原因契約の終了後も引き続き当該防衛事業適合事業者が当該秘密取扱原因契約に従って提供を受けた特定資料又は特定物件を保有する合理性があると認めた場合であつて、秘密の保全上の支障がないと認めたときは、当該秘密取扱原因契約の終了後においても当該防衛事業適合事業者による当該特定資料又は特定物件の保有を当該防衛事業適合事業者との防衛事業適合事業者契約の下で継続させることができる。この場合において、継続して当該防衛事業適合事業者へ当該特定資料又は特定物件を保有させることのできる期間は、当該防衛事業適合事業者契約の満了する日又は引き続き当該防衛事業適合事業者が当該特定資料又は特定物件を保有する合理性が終了する日までのいずれか早い日までとし、

年月日を指定するものとする。

- 3 前項の規定により防衛事業適合事業者契約の満了する日を指定した場合において、同項の防衛事業適合事業者契約が延長されたときの同項の防衛事業適合事業者による同項の特定資料又は特定物件の保有の継続については、同項の規定を準用するものとする。この場合においては、同項中「秘密取扱原因契約の終了後」とあるのは「防衛事業適合事業者契約の延長後」と、「当該秘密取扱原因契約に従って提供を受けた」とあるのは「当該防衛事業適合事業者契約に従って継続保有が認められた」と、「当該防衛事業適合事業者契約」とあるのは「延長後の防衛事業適合事業者契約」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 4 秘密の管理職員は、前2項の規定により防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件の保有を継続させると判断したときは、その旨を別紙様式第2号により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第7 防衛事業適合事業者に提供した特定資料又は特定物件の共用

- 1 秘密の管理職員は、第6に定めるところにより防衛事業適合事業者に提供し当該防衛事業適合事業者が保有する特定資料又は特定物件について、他の秘密の管理職員又は防衛省本省の契約担当官等から、当該他の秘密の管理職員又は防衛省本省の契約担当官等に係る秘密取扱原因契約又は防衛省本省の契約担当官等がその契約相手方との間に締結した契約の履行のため共用することについて依頼があった場合は、当該特定資料又は特定物件の管理者等（特別防衛秘密にあつては特防秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者を、特定秘密にあつては特定秘庁訓令第5条第1項に規定する特定秘密管理者補を、装備品等秘密にあつては秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。以下同じ。）による同意が得られているときに限り、これを許可することができるものとする。ただし、秘密の管理職員又は契約担当官等が異なる場合であつて、契約担当部署が同一であるときは、当該依頼を要しない。
- 2 前項の場合において、共用を受ける者が秘密の管理職員であるときは、当該秘密の管理職員は、共用しようとする特定資料又は特定物件が特別防衛秘密に該当する場合にあつては防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（装装制第51号。27.10.1）第27第4項の規定に基づく手続を、特定秘密に該当する場合にあつては特定秘庁訓令第35条第6項の規定に基づく手続を、並びに装備品等秘密に該当する場合にあつては装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）第3条各項

及び第7条第3項の規定に基づく手続をあらかじめ行うものとする。

- 3 第1項の規定による共用の許可は、当該許可をした秘密の管理職員による特定資料又は特定物件の提供（継続保有によるものを含む。）が終了したときは、その効力を失うものとする。

第8 制限区域

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が制限区域を設定しようとする場合において、当該制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威を分析し、その結果に照らし、当該制限区域の場所、当該制限区域を使用する目的、期間、時間等を勘案した上で、当該防衛事業適合事業者が当該特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うことができると認めるときは、当該防衛事業適合事業者から、設定の期間及び時間、予想される秘密の保全上の脅威並びに管理者の配置、制限区域の境界の設定及び管理、制限区域の監督及び監視、制限区域への立入りの制限、管理規則の整備その他当該防衛事業適合事業者が講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、別紙様式第3号により、地方防衛局調達部長等を経て申請させるものとする。
- 2 前項の申請を受けた秘密の管理職員は、申請に係る制限区域における防衛事業適合事業者による特定の特定資料等の取扱いの必要性、当該制限区域における特定資料等の取扱いに伴い予想される秘密の保全上の脅威並びに当該防衛事業適合事業者が当該制限区域において講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の妥当性の詳細について確認の上、秘密の保全上の支障が生じないと判断した場合は、当該制限区域に配置される管理者に対する教育資料を作成した上で、別紙様式第4号により装備保全管理課長に進達するものとする。
- 3 前項の進達を受けた装備保全管理課長は、申請に係る制限区域の秘密の保全上の妥当性を判断し、その設置を認める場合は、別紙様式第5号により承認するものとする。この場合において、装備保全管理課長は、地方防衛局調達部長等に情報保全体制の変更に係る現地調査等を行わせることができる。
- 4 前各項の規定は、制限区域の設定の内容を変更する場合も同様とする。
- 5 制限区域を解除（承認を受けた期間が満了した場合を含む。）した場合は、秘密の管理職員は、当該防衛事業適合事業者から、別紙様式第6号により、地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に届出させるものとする。

第9 防衛事業適合事業者の秘密保全施設等への立入り

防衛事業適合事業者の秘密保全施設等への立入りの許可に係る手続は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装製制第686号。27.10.1）に基づき行うものとする。

第10 下請負事業者への交付及び伝達

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。次項において同じ。）に特定資料等を提供するときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から別紙様式第7号により申請させるものとする。ただし、あらかじめ秘密の管理職員から当該提供について許可を得ている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及びこれとは別に執られた同項の下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該申請に係る特定資料等を当該下請負事業者に提供する必要性並びにその方法、手段等及び日時の妥当性について審査し、当該申請について許可するときにあつては別紙様式第8号により、当該申請について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第11 防衛事業適合事業者による特定資料及び特定物件の作成

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が特定資料又は特定物件を作成しようとするときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から別紙様式第9号により申請させるものとする。ただし、秘密取扱原因契約において当該特定資料又は特定物件の作成が認められている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約に照らし、当該申請に係る特定資料又は特定物件を当該防衛事業適合事業者が作成する必要性並びにその数量、日時、実施場所及び実施者の妥当性について審査し、当該作成について許可するときにあつては別紙様式第10号により、当該作成について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。
- 3 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から作成する特定資料又は特定物件の登録番号等の付与について申請があった場合は、当該特定資料又は特定物件を所掌する管理者等又はその職務上の上級者に対

し、当該登録番号等の付与について依頼するものとする。

第12 防衛事業適合事業者による秘密の取扱いの報告

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者による特定資料又は特定物件の接受、作成、送達及び廃棄について、別紙様式第11号により報告させるものとする。
- 2 秘密の管理職員は、前項に規定する報告があったときは、速やかにその内容を確認し、秘密取扱原因契約の内容又は第10若しくは第11の規定により許可等された内容と相違がある場合は、直ちに当該防衛事業適合事業者と調整し、是正させるものとする。

第13 防衛事業適合事業者への指定解除等の通知

秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に提供した特定資料又は特定物件について、秘密の指定の解除、秘密の指定の有効期間の延長又は秘密の保存期間の変更がなされたときは、その旨を当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第14 防衛事業適合事業者における事故発生時の措置

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故の発生若しくは特定資料等の保護措置に抵触するような事態の発生についての報告を受けた場合は、当該防衛事業適合事業者が、当該報告と合わせて、別図を基準として装備保全管理課長に報告していることを確認するとともに、次の各号に掲げる事項について当該防衛事業適合事業者の調査を行い、装備政策部長と連携して防衛装備庁長官に報告するものとする。
 - (1) 事故等が発生した日時及び場所並びに当事者の職名、氏名等
 - (2) 事故等に係る特定資料等の件名、登録番号（一連番号を含む。）、数量及び内容
 - (3) 事故等が発生した原因及び経過
 - (4) 事故等発生が及ぼす影響
 - (5) 事故等に対して講じた措置
 - (6) 所見及びその他の参考となる事項
- 2 秘密の管理職員は、必要と認めたときは、地方防衛局調達部長等に前項の調査を行わせることができるものとする。
- 3 秘密の管理職員は、第1項各号に掲げる調査について、装備保全管理課長その他関係する部署の長に必要な協力を求めることができるものとする。
- 4 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から、特定資料等の漏え

い、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念についての報告を受けた場合は、当該可能性又は懸念について確認した上で、必要に応じ、当該防衛事業適合事業者が装備保全管理課長に通報するよう措置するものとする。

- 5 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に対し、あらかじめ、事故等発生時の防衛装備庁の報告先を周知するものとする。この場合において、下請負又は委託先からの報告については、防衛装備庁と秘密取扱原因契約を締結した防衛事業適合事業者を通じて秘密の管理職員に報告するよう周知しておくものとする。

第15 防衛事業適合事業者の検査

防衛事業適合事業者に対する実地の検査は、防衛事業適合事業者制度等に係る地方防衛局による検査等の実施要領について（装装保第14862号。令和7年7月31日）に基づき実施するものとする。

第16 下請負の手続

- 1 秘密の管理職員は、秘密取扱原因契約の下で防衛事業適合事業者が他の防衛事業適合事業者である事業者に秘密を取り扱う業務の下請負を行わせる必要があると認めた場合には、秘密の保護のため、次の各号に掲げる措置を執るものとする。
 - (1) 当該他の防衛事業適合事業者である事業者（「下請負防衛事業適合事業者」という。以下同じ。）が当該秘密を取り扱うことのできる防衛事業適合事業者であることを確認すること。この場合において、当該下請負防衛事業適合事業者が当該秘密を取り扱うことのできない防衛事業適合事業者であるときは、当該下請負防衛事業適合事業者に当該秘密を取り扱うことのできる防衛事業適合事業者契約を締結させること。
 - (2) 当該下請負防衛事業適合事業者に対し、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（実施要領別紙第3付紙に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項をいう。以下「違約金条項」という。）の下請負事業者に関わる規定を適用させること。
- 2 秘密の管理職員は、違約金条項の適用を受ける下請負防衛事業適合事業者が特定資料等をこれに接する権限のない者に漏えいしたことが判明した場合は、違約金条項に定めるところにより、当該下請負防衛事業適合事業者に秘密を取り扱う業務の下請負を行かせた防衛事業適合事業者に違約金を支払わせるものとする。
- 3 前項の規定により違約金を支払った防衛事業適合事業者は、違約金に相当する額の全部又は一部を当該下請負防衛事業適合事業者に求償

することができる。この場合において、秘密の管理職員は、次の各号に掲げる事項が徹底されるよう配意するものとする。

- (1) 当該防衛事業適合事業者が当該下請負防衛事業適合事業者に対して行う求償は、当該防衛事業適合事業者が当該下請負防衛事業適合事業者を選定し、監督する立場にあることを踏まえ、当該防衛事業適合事業者と当該下請負防衛事業適合事業者間において、漏えいの態様、過失の程度、経営への影響等を総合的に勘案し、合理的な範囲内での負担割合について、双方が誠実に協議して定めること。
- (2) 当該防衛事業適合事業者は、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等の関係法規を遵守し、不当に当該下請負防衛事業適合事業者の利益を害してはならないこと。

第17 経過措置

- 1 秘密の管理職員は、第6に定めるところにより防衛事業適合事業者に提供し当該防衛事業適合事業者が保有する特定資料又は特定物件について、他の防衛装備庁の契約担当官等から、当該防衛装備庁の契約担当官等がその契約相手方との間に締結した契約の履行のため共用することについて依頼があった場合は、令和10年3月31日までの間、当該特定資料又は特定物件の管理者等による同意が得られているときに限り、これを許可することができるものとする。ただし、秘密の管理職員と契約担当官等が異なる場合であって、契約担当部署が同一であるときは、当該依頼を要しない。
- 2 前項の規定による共用の許可は、当該許可をした秘密の管理職員による特定資料又は特定物件の提供（継続保有によるものを含む。）が終了したときは、その効力を失うものとする。
- 3 防衛事業適合事業者の下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。以下この項において同じ。）が防衛事業適合事業者でない場合において、当該下請負事業者が特定資料又は特定物件を作成するときの第11の規定の適用にあつては、「防衛事業適合事業者」とあるのは、令和10年3月31日までの間、「防衛事業適合事業者の下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた防衛事業適合事業者でない下請負事業者に限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が、防衛事業適合事業者でない事業者の下請負を行おうとする場合は、令和10年3月31日までの間、別紙様式第12号により申請させるものとする。
- 5 前項の場合において、秘密の管理職員は、同項の防衛事業適合事業

者が履行する秘密取扱原因契約及び別に執られた当該下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該下請負事業者の秘密保護措置が適切に実施されており、当該下請負事業者に取り扱わせる特定資料等の範囲が適切であるかについて確認し、当該下請負について許可するときにあつては別紙様式第13号により、当該下請負について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

- 6 秘密の管理職員は、前2項の規定により下請負を行う者が特定資料等をこれに接する権限のない者に漏えいしたことが判明した場合は、違約金条項に定めるところにより、当該下請負を行う者に違約金を支払わせるものとする。

別紙様式第1号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛事業適合事業者) 殿

(秘密の管理職員)

特定資料又は特定物件の提供について (通知)

標記について、別紙のとおり提供するので、漏えい等のないように適切に保護されたく通知します。

添付書類：別紙

写送付先：(＊)、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長
等

(＊)：特定資料又は特定物件を送達する部署の秘密の管理者等を記載する。

別紙様式第2号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛事業適合事業者) 殿

(秘密の管理職員)

特定資料又は特定物件の継続保有について (通知)

標記について、別紙のとおり引き続き保有を認めることとしたので、
通知します。

添付書類：別紙

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

継続保有を認める特定資料又は特定物件一覧表

番号	特定資料又は特定物件				認める理由	保管場所 (事業所名)	保有期限	備考
	秘密 区分	件名	登録番号	一連 番号				

注：保有期限は、具体的な年月日を記載する。

秘密の管理職員 殿
(地方防衛局調達部長等経由)

(防衛事業適合事業者)

制限区域の(*)について(申請)

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる特定の特定資料等並びに秘密の種類及び区分
- 2 制限区域における特定の特定資料等の取扱いの必要性
- 3 制限区域の名称及び場所
- 4 制限区域の設定の期間
- 5 制限区域を使用する時間
- 6 制限区域の使用に伴い予想される秘密の保全上の脅威
- 7 制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策
 - (1) 6を踏まえた秘密の保全上の基本的な対応策の考え方
 - (2) 制限区域に配置される管理者の所属・氏名及びその定期的な保全教育受講の状況
 - (3) 制限区域の境界の設定の方法
 - (4) 制限区域の境界の管理の方法
 - (5) 制限区域の監督及び監視の体制及び方法
 - (6) 制限区域への立入りの制限の方法
 - (7) 制限区域を管理する規則の基本的な考え方
 - (8) その他秘密の保全上の対応策

添付書類：制限区域の境界の設定の方法を説明する図面
制限区域を管理する規則

別紙様式第3号 記載要領等

- 1 (*)には、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 第1項には、制限区域において取り扱う特定の特定資料等について、件名、管理番号並びに秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 3 第2項には、制限区域を設置（又は変更）せざるを得ない著しい制約事項及び制限区域の使用目的について記載する。
- 4 第3項には、制限区域の名称及び制限区域を設定する施設の名称、棟名、階数等を記載する。
- 5 第4項には、契約履行上、真に必要とする制限区域の設定期間（使用開始年月日及び使用終了年月日）を記載する。
- 6 第5項には、設定期間中における制限区域として使用する時間（使用開始時刻及び使用終了時刻）を記載する。
- 7 第6項には、制限区域の使用中に予想される秘密保全上の脅威について、対応措置の判断が可能となるよう具体的に記載する（例えば、関係者以外の者の立入り、不正持出し、盗資・盗聴等）。
- 8 第7項には、各号の事項に関し制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、次の各号に掲げる要領により記載等する。
 - (1) 第6項に記載された具体的な保全上の脅威に対し、物理的措置及び管理（運用）の両面からの対応策を記載する。
 - (2) 制限区域の現場の管理者（予定者を含む。以下同じ。）について、所属、氏名、保全教育の受講記録を記載する。
 - (3) 制限区域の境界の設定について、立体的に確認可能な図面（配置図/平面図、立面図/断面図、パース画等）を作成し、併せて保全措置の状況を確認できる写真を添付する。
 - (4) 制限区域の境界の管理について、(3)の図面に施設の全ての出入り可能な開放部の状況並びに関係社員及び特定資料等の動線を明示し、周囲から明確に分離された区域を実現するための境界の管理（運用）の要領を記載する。
 - (5) 制限区域の現場の管理者による監督体制並びに現場の管理者、作業に従事する関係社員その他監視要員による監視体制及び運用について記載する。
 - (6) 制限区域の立入制限について、周囲から明確に分離された区域を実現するための物理的措置及び周囲から明確に分離された区域を維

持するための管理（運用）の要領を記載する。

- (7) 制限区域を管理するための規則について、第6項及び第7項(1)から(6)までに照らし、基本的な考え方を記載する。また、当該規則を添付する。
- (8) 関係社員への教育の実施状況等その他の秘密の保全上必要な対応策について記載する。

別紙様式第4号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 殿

(秘密の管理職員)

制限区域の（＊）に係る申請について（進達）

標記について、保全対策の妥当性を確認したので、下記のとおり進達する。

記

- 1 対象となる特定の特定資料等並びに秘密の種類及び区分
- 2 制限区域における特定の特定資料等の取扱いの必要性
- 3 制限区域の概況
 - (1) 制限区域の名称
 - (2) 制限区域の設定の期間
 - (3) 制限区域を使用する時間
- 4 制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威及びその分析の結果
- 5 制限区域の設定及び運用に伴う秘密の保全上の脅威を低減するための措置の基本的な考え方
- 6 制限区域に配置される管理者に必要な教育の基本的な考え方
- 7 制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の評価

添付書類：制限区域に配置される管理者に対する教育資料

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

別紙様式第4号 記載要領等

- 1 (*)には、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 第1項には、制限区域において取り扱う特定の特定資料等について、件名、管理番号並びに秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 3 第2項には、制限区域を設置（又は変更）せざるを得ない著しい制約事項及び制限区域の使用目的について記載する。
- 4 第3項には、制限区域の概況について、次の各号に掲げる要領により記載する。
 - (1) 制限区域の名称を記載する。
 - (2) 制限区域の設定期間（使用開始年月日及び使用終了年月日）を記載する。
 - (3) 制限区域の使用時間（使用開始時刻及び使用終了時刻）を記載する。
- 5 第4項には、制限区域の使用中に予想される秘密の保全上の脅威について、申請された事項に不備や見落としがないかについて確認し、その内容を精査し、評価した上で制限区域を設置（又は変更）する。
- 6 第5項には、第4項で確認された保全上の脅威に対して、どのような措置を執ることにより脅威を低減するのかについて記載する。
- 7 第6項には、秘密の管理職員が、制限区域の現場の管理者に必要なとされる基本的な保全知識及び制限区域の特性に応じた保全措置に関する教育の基本的な考え方を記載する。また、当該教育のための資料を添付する。
- 8 第7項には、第4項による分析結果を踏まえた第5項による対応措置及び第6項による教育が、申請のあった制限区域に係る秘密保全上の対応策として妥当であるかについて、その理由を含めて記載する。

別紙様式第5号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛事業適合事業者) 殿

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長

制限区域の(*1)について(承認)

標記について、承認します。(*2)

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書

写送付先：秘密の管理職員、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局
調達部長等

注：1 (*1)は、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。

2 (*2)は、承認に際して条件を付す場合、その詳細について
記載する。

別紙様式第6号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 殿
(地方防衛局調達部長等経由)

(防衛事業適合事業者)

制限区域の解除について (届出)

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 制限区域の名称
- 2 承認を受けた制限区域の設定の期間
- 3 解除年月日
- 4 その他特記事項

写送付先：秘密の管理職員、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局
調達部長等

注：第4項は、制限区域の設定期間中に発生した不具合事象等、報告すべき事項がある場合に記載する。

別紙様式第7号

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(秘密の管理職員) 殿

(防衛事業適合事業者)

下請負事業者への特定資料等の提供について (申請)

標記について、別紙のとおり申請します。

添付書類：別紙

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
下請負先事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

下請負事業者へ提供する特定資料等一覧表

調達要求番号及び契約品名：

契約事業者名：

番号	提供する特定資料等					提供先下 請負事業 者名	防衛事業 適合事業 者契約番 号（*）	提供の 方法、 手段等	提供する理由	提供年 月日
	秘密 区分	件名	登録番号	一連 番号	送達元 部署名					

（*）：防衛事業適合事業者でない場合は、秘密保護措置について防衛装備庁等から承認を受けた通知文書の発簡番号及び発簡年月日を記載する。

別紙様式第8号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛事業適合事業者) 殿

(秘密の管理職員)

下請負事業者への特定資料等の提供について (許可)

標記について、許可します。

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、

下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

別紙様式第9号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(秘密の管理職員) 殿

(防衛事業適合事業者)

特定資料又は特定物件の作成について (申請)

標記について、別紙のとおり申請する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

別紙様式第10号

発簡番号

発簡年月日

(防衛事業適合事業者) 殿

(秘密の管理職員)

特定資料又は特定物件の作成について (許可)

標記について、許可します。

なお、作成後の特定資料又は特定物件の登録番号等は、別紙のとおりとします。

添付書類：別紙

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

作成後の特定資料又は特定物件一覧表

番号	秘密区分	件名	登録番号	一連番号	保存期間

別紙様式第 1 1 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

秘密の管理職員 殿

(防衛事業適合事業者)

特定資料又は特定物件の（＊）について（報告）

標記について、別紙のとおり報告します。

添付書類：別紙

（＊）：「接受」、「作成」、「送達」又は「廃棄」のいずれかを記載する。

特定資料又は特定物件（*）一覧表

番号	特定資料又は特定物件の件名等				（作成の場合） その理由	（*） 年月日	実施場所	実施事業者名
	秘密 区分	件名	登録番号	一連 番号				

（*）：「接受」、「作成」、「送達」又は「廃棄」のいずれかを記載する。

別紙様式第12号

発簡番号

発簡年月日

(秘密の管理職員) 殿

(防衛事業適合事業者)

特定情報の取扱いに係る下請負について(申請)

標記について、別紙のとおり契約の一部を下請負させたいので、申請
します。

記

添付書類：別紙

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

下請負事業者及び下請負の範囲等について

調達要求番号及び契約品名：

番号	下請負事業者名 及び事業所名	秘密保護措置（*）				特定資料等の取扱いの範囲
		秘密保護規則 及び秘密保全 実施要領	業務管理者	保全施設	保全教育	

（*）：秘密保護措置の欄には、防衛装備庁等から承認を受けた通知文書の発簡番号及び発簡年月日を記載する。

別紙様式第13号

発簡番号

発簡年月日

(防衛事業適合事業者) 殿

(秘密の管理職員)

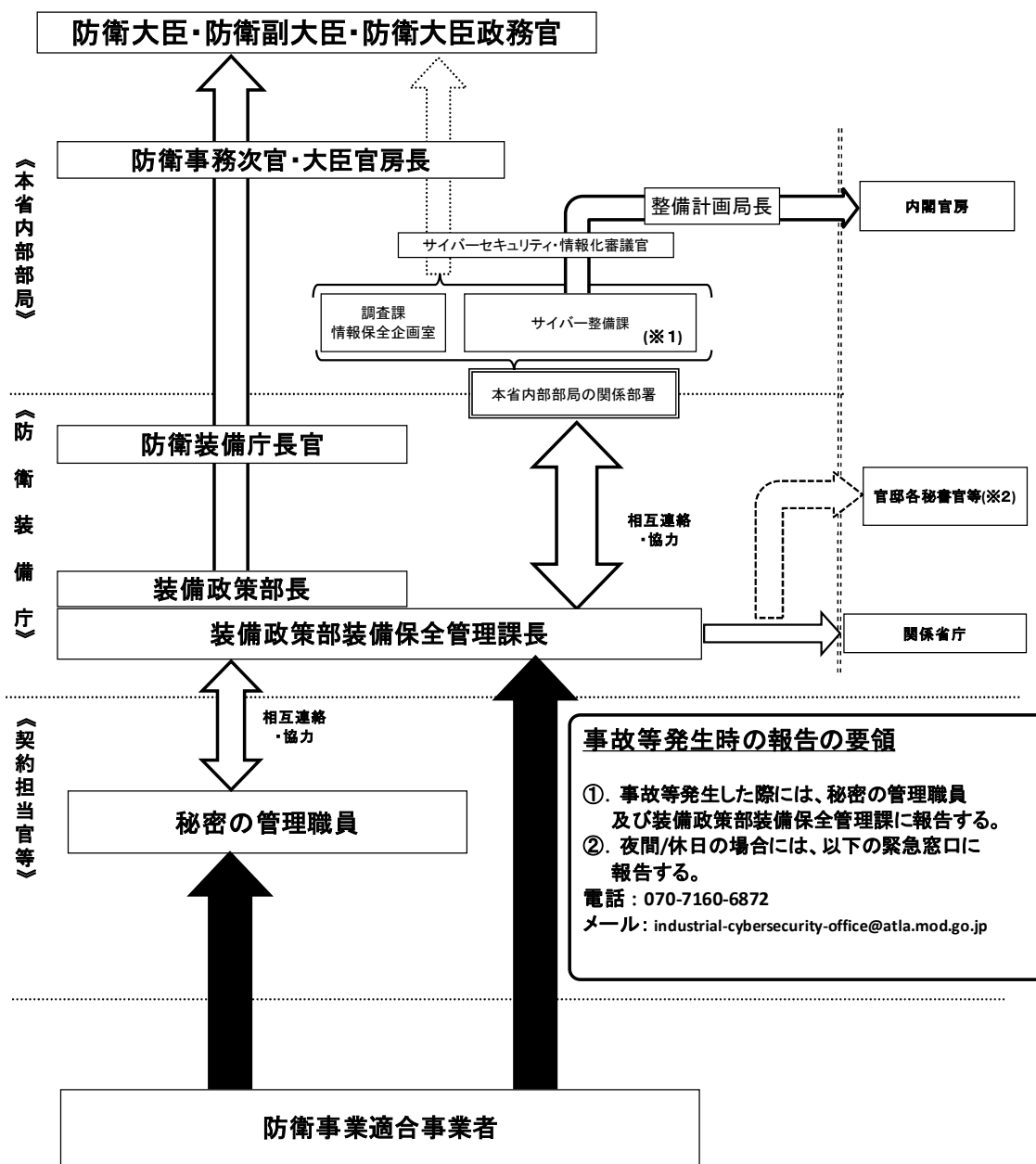
特定情報の取扱いに係る下請負について (通知)

標記について、許可されたので通知します。

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）

写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、

下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等



■注 ※1：サイバー事案についてはサイバー整備課への連絡を行い、関係省庁への情報共有を図るものとする。
 ※2：事故等の内容が、社会的に影響の大きなものについては官邸各秘書官等への情報共有を行う。
 ※3：防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保安全管理課への第一報については、「別紙様式」を用いて行うことを基準とする。

(宛先)

① 会社名 (事業所名を含む。)	
② 連絡先部署、担当者名 ③ 電話番号	(内線)
④ 速報の内容	<input type="checkbox"/> ア 秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑い・おそれ)
	<input type="checkbox"/> イ 秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	<input type="checkbox"/> ウ 情報セキュリティ事故等
	<input type="checkbox"/> エ その他
⑤ 現時点でわかっている ことの詳細	
⑥ これまでにとった対応	<input type="checkbox"/> ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 <input type="checkbox"/> イ 公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記) [] <input type="checkbox"/> ウ その他 []
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	<input type="checkbox"/> ア 防衛装備庁(担当課等を合わせて明記) [] <input type="checkbox"/> イ その他の契約機関(担当部署を合わせて明記) []

- ※1 省内関係各署への伝達を迅速に行うため、防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保安全管理課への第一報については、この様式を用いて行うことを基準とする。(作成に当たっては、付紙の記入要領を参照のこと。)
- ※2 防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保安全管理課への本報告書の送信は、必ず電話連絡を行ったのちに、電子メール等により行うものとする。また、本報告書を省内関係各署間で送信する場合についても、送信に先立ち、当該送信先に対して必ず電話連絡を行うこと。
- ※3 防衛事業適合事業者から電子メール等の送信が不可能な場合は、秘密の管理職員及び装備保安全管理課の担当者が上記を聴取し、以降、本様式により省内関係各署へ伝達する。

(記入要領)

(宛先) 防衛装備庁 ○○部 ○○官 ○○ 宛

① 会社名 (事業所名を含む)	○○(株) ○○事業所	チェックは、 ■、レの いずれでもよい。
② 連絡先部署、担当者名	○○課 ○○	
③ 電話番号	03-○○○○-○○○○ (内線 ○○○○)	
④ 速報の内容	<input type="checkbox"/> ア 秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑い・おそれ)	
	<input type="checkbox"/> イ 秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘	
	<input checked="" type="checkbox"/> ウ 情報セキュリティ事故等	
	<input type="checkbox"/> エ その他	
⑤ 現時点でわかっている ことの詳細	○○に関するデータの流出の可能性あり	
⑥ これまでにとった対応	<input checked="" type="checkbox"/> ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 <input type="checkbox"/> イ 公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記)	
	<input checked="" type="checkbox"/> ウ その他 社内対策会議を緊急召集	
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) ○○式○○に関する契約	<input type="checkbox"/> ア 防衛装備庁 (担当課等を合わせて明記) ○○式○○に関する契約(装備庁○○官)	
	<input type="checkbox"/> イ その他の契約機関 (担当部署を合わせて明記) ○○の補用品(陸自○○補給処)	

※ テキスト形式による送信の場合は、下記の略記例を参照

(テキスト形式による送信の場合の略記の例)

※テキスト文中の①～⑦の番号は、上記様式中の番号に対応。

情報セキュリティ特約条項第6条第2項の速報 ① ○○(株) ○○事業所 ② ○○課 ○○ ③ 03-○○○○-○○○○ (内線○○○○) ④ 6-2-1 ア 悪意のあるコードへの感染 ⑤ ○○に関するデータの流出の可能性あり ⑥ ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 イ 社内対策会議を緊急召集 ⑦ ア ○○式○○に関する契約 (装備庁○○官) イ ○○の補用品 (陸自○○補給処)
--